

太宰治『皮膚と心』と『葉桜と魔笛』論

——家庭環境を中心に——

鮑浦千穂

第一章 はじめに

太宰治『皮膚と心』は、一九三九年十一月に雑誌『文学界』で発表された作品である。吹出物が出来たことにひどく動揺した「私」の「女性独白体」で構成されており、「私」を通して「女」の内面や考えが赤裸々に語られていく。太宰治の作品の中で、「女性独白体」と呼ばれる作品群は『燈籠』から始まり、『女生徒』『葉桜と魔笛』と続いていく。先行研究の中でも、「女性独白体」を取り上げているものは多い。松本恵里佳は、女性独白体の目的について「歴史的に弱者とされた女性の目を通して男性原理社会では弱者とされた男性を肯定させる」と述べて、

「弱者による弱者肯定がもたらす価値転換を可能にした」ことを明らかにした¹⁾。川辺久仁は、『皮膚と心』は、自己言及テキストである。女性独白体とは、自己言及である」と述べ、「女性」が強調されたのは「女性だからこそ語らなければならぬから」

としている²⁾。久保明恵は、「語りによって創出された虚構の（身体）」がその語りにより「読者の実際の身体感覚と結びつ」いて読書行為を読者に相対化させていると述べた上で、「読書行為の相対化は、書く／語る行為に内在する男／女の権力構造を反転させる契機をも生み出していた。こうした戦略に気づくとき、『皮膚と心』は女性独白体の特質を明らかにするテキストとして現象する³⁾」としている。

一方、『皮膚と心』に限らず、太宰治の「女性独白体」作品を複数比較した研究もある。吉野瑠璃子は、太宰治が社会規範を意識し作品を創り出していたとした上で、「女性独白体という語りの方法を用いるに当たり、太宰は、社会が女性に対して抱く期待と、当事者である女性達自身の期待（憧れ）を意識していただろう」と述べている⁴⁾。吉野は同論文で、『燈籠』『葉桜と魔笛』『誰も知らぬ』を比較し、それぞれの主人公が「恋愛への欲望を持っていたことを指摘した⁵⁾。さらに、『葉桜と魔笛』

においては「恋愛」だけでなく「性」への欲望をも抱いている⁶⁾とし他の二作品との違いも指摘した。

『葉桜と魔笛』は、一九三九年六月に雑誌『若草』に発表された。老夫人(私)の語りで構成されており、三十五年前の妹が亡くなった時を語る回想形式である。何資宜は、「この小説には太宰の常套手法である(独白体)のほか、(回想)の形と(二重の語り法)」といった新たな試みが見られるのである」と指摘している⁷⁾。

この他に、ジェンダーの観点による分析も存在する。前掲の吉野は、「私」(老夫人)が抱いた苦しみは、「私」が密かに抱いていた「性」への欲望と、未婚女性は男性と性的関係を持つことを許されないという社会倫理の間で葛藤していたため⁸⁾とし、当時の未婚女性に課せられていた規範と照らし合わせて分析している。大平剛は、老夫人の語りから推測される日本の国家体制を指摘し、「国家主義／家族主義」の内側にいる良妻賢母になりうる姉と、体が弱くそのような存在になれない妹という構図を分析している⁹⁾。

このようなジェンダーの観点による分析は、『皮膚と心』にも該当する。李顯周は、『女生徒』と『皮膚と心』には作品全体にわたって表われる女性性の強調と男女の性差意識が他の作品よりも強く感じられる」と述べ、「女性性の不潔さを強調することによって浮かび上がる男女の性差意識」を中心に分析している¹⁰⁾。山根龍一は、「男らしさ／女らしさ」という紋切り

型の規範意識がいついかなる形で要請され内面化されていくのか、その過程が夫婦関係を題材にした関係の力学として構造化されている」と述べている¹¹⁾。

以上、二作品の共通点でもある「女性独白体」と、ジェンダーの視点で研究されてきたものを挙げた。その中で、作品の共通点と呼べるものの、先行研究では分析の少ない箇所を挙げたい。それは、『皮膚と心』の「私」と『葉桜と魔笛』の「老夫人」が、どちらも「ひとり親家庭」で育った点である。たとえば『葉桜と魔笛』については、佐々木啓一の「老夫人」と妹が「厳酷な父」の支配の前に従順な娘であることや、「母性の欠如」と、「父性」の家庭への無関心¹²⁾、と言った「家庭」についての指摘が存在している。しかし、「父親・父親の権威」や「妹」に関する考察が多い傾向にある。また、『皮膚と心』についても、花元彩葉が「母子家庭」であることや「家父長代行の役割を果たしていたことに触れているが、論点は「私」と「あの人」の家庭に関するものである。

したがって本稿では「ひとり親」という要素に注目した上で、「家庭」という枠組みの中で、「老夫人」と「私」がどのように振る舞う必要があったのか、どのような役割を担っていたのかを明確にする。これらの女性像と「家庭」が持つ関係性や影響についての考察を進めることで、太宰治作品における「家庭」の意義や役割の一端を論じていきたい。

第二章 共通点の分析

まず、各作品の女性たちの特徴を整理していきたい。『皮膚と心』の「私」は、自身のことを作中で次のように語っている。

私は、もう二十八でございませぬもの。こんな、おたふくゆえ、縁遠くて、それに二十四、五までには、私にだって、二つ、三つ、そんな話もあったのですが、まとまりかけては、こわれ、まとまりかけては、こわれて、それは私の家だつて、何もお金持というわけでは無し、母ひとり、それに私と妹と、三人ぐらしの、女ばかりの弱い家庭でございませぬ、とても、いい縁談などは、望まれませぬ。それは慾の深い夢でございませぬ。二十五になつて、私は覚悟をいたしました。一生、結婚できなくとも、母を助け、妹を育て、それだけを生き甲斐として、妹は、私と七つちがいの、ことし二十一になりますけれど、きりようもよし、だんだんわがままも無くなり、いい子になります。来ましたから、この妹に立派な養子を迎えて、そうして私は、私としての自活の道をたてよう。それまでは、家に在つて、家計、交際、すべて私が引受けて、この家を守ろう。¹⁴⁾

次に『葉桜と魔笛』の「老夫人」は、自身のことを以下のよ
うに語っている。

母はその七年まえ私が十三のときに、もう他界なされて、あとは、父と、私と妹と三人きりの家庭でございました（中略）私が結婚致しましたのは、松江に来てからのことで、二十四の秋でございませぬから、当時としてはずいぶん遅い結婚でございました。早くから母に死なれ、父は頑固一徹の学者気質で、世俗のことには、とんと、うとく、私がいなくなれば、一家の切りまわしが、まるで駄目になることが、わかっていましたので、私も、それまでにくらも話があつたのでございませぬが、家を捨ててまで、よそへお嫁に行く気が起らなかったでございませぬ。せめて、妹さえ丈夫でございましたならば、私も、少し気楽だったのですけれども、妹は、私に似ないで、たいへん美しく、髪も長く、とてもよくできる、可愛い子でございましたが、からだ弱く、その城下まちへ赴任して、二年目の春、私二十、妹十八で、妹は、死にました。¹⁵⁾

以上の引用において二人ともに当てはまる特徴は、「結婚が遅い」点と、「親一人と自身を含めた子二人の三人ぐらし」の点である。この二つの共通点を中心に、第二章・第三章で結婚観や家庭環境について述べる。本章では「結婚」に重点を置き、述べていきたい。

まず結婚時期であるが、『皮膚と心』の「私」の年齢につい

て、結婚時は「二十八歳」である。作品では具体的な年代が設定されていないため、発表当時の一九三九年（昭和十四年）とする。『葉桜と魔笛』の「老夫人」は、「いまから三十五年まへ」の一九〇五年で「二十歳」、本文に拠れば「二十四」歳に結婚しているの、さらに四年足し、一九〇九年に結婚している。内閣府の「平均初婚年齢の推移」⁽¹⁶⁾に拠れば、一九三九年が24.5歳で、一九〇九年が22.9歳である。それぞれの結婚年齢と比較すると、「私」が3.5歳、「老夫人」は1.1歳遅いことになる。作品内で、「私」は「二十四、五までには、私にだって、二つ、三つ、そんな話もあった」「二十五になって覚悟をいたしました」と述べている。婚期である「二十四、五」歳までは、縁談があつたのが壊れていき、婚期を過ぎようとするタイミングで「自活」の決心をするのである。その後、二十八歳までの状況は本文からは推測できないが、自活を決心するということが、縁談が壊れた者（話が来ない者）が置かれた現実を表しているのではないか。

一方、「老夫人」の結婚が当時の平均年齢より遅いことについて、これは「老夫人」にとって都合の良いように語っているという指摘をする先行研究もある。前掲の吉野瑠璃子は、「妹が死んで「私」が結婚するまでに四年の歳月が流れて」いることから妹が原因であることに「疑惑が生じる」と述べている。

しかし「老夫人」は、それまでにいくつかあつた縁談を受けていない。断つたのか、断られたのかは定かではないが、『皮

膚と心』と同様に、一度縁談が無効になったことで、結婚が難しくなった可能性が存在する。そうであれば、父や妹の世話をしている時期が無関係とも言い難いのではないか。

では、「私」と「老夫人」の結婚が遅かつたのはなぜか。双方に共通することは、自身の考え方と家庭環境が影響している点である。「私」は「二十八」歳という年齢を抜きにしても、「おたふくゆえ」という容姿や、「女ばかりの弱い家庭」であることで、良い縁談を望むことはできないと考えていた。まず容姿に関して、作品内では様々な表現がなされており、悪魔、鬼醜悪などがある。その中で、「おたふく」を言うことが一番多く、八回も使われている。このことから、「私」にとっておたふくという外見評価は、重要な点であつたと考えられる。終盤で、「私」は以下のように語る。

私が今まで、おたふく、おたふくと言って、すべてに自信が無い態⁽¹⁷⁾を装っていたが、けれども、やはり自分の皮膚だけを、それだけは、こっそり、いとおしみ、それが唯一のプライドだつたのだということを、いま知らされ⁽¹⁸⁾

自身の容姿全てに自信がないわけではなく、皮膚だけは誇りを持っていたことに気づくものの、「おたふく」という容姿が「私」の自信がない一つの要因であつたことが分かる。この自信のなさを通して、良い縁談を望むことはできないと考えてい

たのだろう。

次に、家庭環境について述べる。「女ばかりの弱い家庭」という「私」の発言は、家長が存在しないということによる。前掲の松本は、「語り手」と「語り」において、さらなる弱者性が強調されている」と述べ、第一に「(家長の不在)」を挙げ、「ただし、父の不在が弱さにつながるのは、未婚女性の場合」としている。¹⁹⁾そして、家長の不在によって「私」は、「家計、交際、すべて私が引き受け」ることとなっている。このような、家長がいけないという事実と、「私」への負担の大きさが、良い縁談を望むことができないという考えにつながっているのだろう。そして先述の縁談の話が壊れた者(話が来ない者)が結婚から遠ざかるという現実も重なり、結果として結婚が遅れたと考えられる。

一方、「老夫人」の結婚が遅れた理由は「私がいなくなれば、一家の切りまわしが、まるで駄目になる」という家庭環境と、その考えに因る。父が、「頑固一徹の学者気質」であり、妹は「からだが弱」という状態であったことが、「私」(老夫人)が家を出られなかった理由として語られている。一人での「切りまわし」は『皮膚と心』の「私」と同様、「大きな負担」となっていることも推測できる。しかし、自身が家族を支えなければならぬという「老夫人」の意識は、誰かに強要されたものではなく、自己犠牲の上で成り立っているものである。自己犠牲を払ってまで家族への貢献を行ったことも、結婚が遅れた原因

と考えられる。

以上のことから、二人の共通点「結婚が遅い」ことは、それぞれの考え方や家庭環境の影響に因るのだと指摘できる。次章では、「家庭環境」に大きく関わる二つ目のキーワード「親一人と自身を含めた子二人の三人暮らし」という点を詳しく見ていきたい。その際、それぞれ「母子家庭」「父子家庭」と状況が異なるため、双方の分析を行っていく。

第三章 家庭環境と注目すべき点

本章ではまず、太宰の両作における「親一人と自身を含めた子二人の三人暮らし」の状況を「ひとり親家庭」であると見なし、分析を進めていきたい。

「ひとり親家庭」とは、前提としてどのような状態を指すのか。田辺敦子、富田恵子、萩原康生は「ひとり親家庭」とは、現に配偶者のいない女子および男子で、20歳未満の児童を扶養している家庭であり、祖父母等の同居も含める」と述べている。しかしその前後で「ひとり親家庭」の定義が難しく、参照にするものによって異なることも示されており、「ひとり親家庭」の概念を統一して規定したものではなく、公的・私的機関による調査や統計、また法的規定や、国または地方自治体の公的援助の対象も一様でない。(略)これら異なる概念をすべて包含できるように、「ひとり親家庭」の対象と範囲を広い範囲でとらえて

いる」としている。⁽²⁰⁾

また、『事典家族』では「ひとり親家族」という項目はあるが、「↓母子家族」「母子世帯」⁽²¹⁾、父子家族「父子世帯」と別項に展開されている。母子家族は、

一般的には、養育が必要な子どもとその母親とで構成される家族をいう。現代家族の類型として、親の数に着目して、両親と子どもからなる両親家族（ふたり親家族、two-parent family）と、父親または母親のいずれか一方と子どもからなる単親家族（ひとり親家族、one-parent family、single-parent family）とをあげることがあり、母子家族はこの単親家族の一形態にあたる。⁽²²⁾

次に父子家族は、

一般的には、養育が必要な子どもとその父親からなる家族をいう。家族（世帯）類型としての父子家族（父子世帯）は、母子家族（母子世帯）との対概念であり、両者を総称する場合には、近年は単親家族（単親世帯）もしくはひとり親家族（ひとり親世帯）が用いられている。⁽²³⁾

という形で書かれている。父子家族の説明にあるように、定義としては、母子家庭と父子家庭の両方を合わせて「ひとり親家

庭」（ひとり親家族）としている。これらを踏まえて、「ひとり親家庭」についてまとめると、

- 1、配偶者のいない女子および男子。
- 2、1と養育の必要な子どもからなる家庭である。
- 3、その子どもは、20歳未満であること。

が挙げられる。しかし、定義が難しいことや、母子家庭・父子家庭という呼称よりも使われるのが後になったという事実も踏まえると、ひとまとめに「ひとり親家庭」として分析・考察するよりもそれぞれ「母子家庭・父子家庭の家庭環境」として分析する方がよいと判断した。そのため本稿では以降、各々の家庭環境と時代背景について述べていく。

「母子家庭」の考察から始める。『皮膚と心』において、初婚年齢を述べた時と同様に、発表当時の一九三九年を作品内の時代設定として述べていくが、一年だけに固定すると範囲が非常に狭い。そのため、母子家庭の社会的施策、保障、法律などの全体的な流れを調査する際、「戦前戦時期」と規定した。

「戦前戦時期」の母子政策について、「救護法」というものが制定されている。一番ヶ瀬康子は以下のように述べている。「一才未満の乳児哺育の母のみをその対象とし、一三才以下の幼者がいる母子世帯は、いかに生活が困窮していても母が健在であるかぎり、その場合は子どもにに救護があたえられる仕組であった」⁽²⁴⁾。このようなつくりである救護法では、非常に保護の

範囲が狭く、また困窮した生活を改善することも厳しい。その事実も重なって、「救護法」に代わる他の政策・法が必要となった。

その後、「母子保護法」が制定された。『戦前日本社会事業調査資料集成第六巻』²⁵⁾に拠ると以下のように書かれている。「母子保護法は生活と子女養育に困難なる要保護母子の保護を目的とするものであるが、単に生活の消極的保護にとどまらず、母子の生活の確保と人的資源育成の効果を挙げねばならない。」²⁶⁾実際にこの理念が達成できたかは別にしても、保護対象を「母子」としているだけに、最低限の生活を保障するだけでなく、救護法では対象にならなかつた者も含めた項目が存在した。

また制定に関して、「社会的関心の高まりのなかでようやく一九三六（昭和一一）年一月に内務省社会局は母子保護法制定の意向を表明し、一二月に、社会事業調査会に「母子保護法案要綱」を諮問、可決された。この要綱に基づいた母子保護法案は（中略）昭和一三年一月一日に施行された」と書かれている。²⁷⁾この「社会の関心の高まりのなかでようやく」という表現からも分かるように、「母子保護法」が制定・施行されるまでには、様々な動きや試みがあった。²⁸⁾二回の「全国調査」を行ったことで、見えてきたことも存在したが、その後も長らく実現することはなかった。この現状を受けて、母子保護法の制定を目指す民間の運動が興り、無事に制定されたという経緯が存在する。児童保護の一環として始まったことではあるが、児童のみならずその親である母親（女性）への保護にも目を向けられるよ

うになったのである。とはいえ、注28に記したように、親子中の多くが母子心中であることや、母子家庭への社会的偏見など、母子保護法の制定を目指す運動が始まった背景は決して明るいものではない。そのような状態に至るまで目を向けられなかった母親・女性の立場が、いかに弱いものであったかが読み取れる。

その他、母子が共に入所できる「母子寮」（母子ホーム）という施設が規定された。本田弘子は「母子寮は十三才以下の子どもをもつ母子への単に宿所提供というものであった」²⁹⁾と述べている。母子保護法と合わせて十三歳に設定されているのだろう。

以上が、戦前の「母子家庭」の置かれた状況と政策・保護である。まとめると、母子家庭の始まりは、児童保護の一環としての認識が存在した。しかし母子の生活困窮は、民間の運動などにより社会全体の問題へ関心が移行していくこととなる。それによって「救護法」「母子保護法」「母子寮」などが制定・実施されたものの、「限定的」な適応であったことも事実である。次に、「父子家庭」について述べる。『葉桜と魔笛』において『皮膚と心』と同様に「戦前期」と規定する。しかし、作品の主となる「老夫婦」の回想は一九〇五年の明治期にあたるため、明治期においてもまとめることとする。

「戦前期」の父子政策では、母子家庭の「母子寮」のような「父子ホーム」（父子寮）と呼ばれる施設が存在した。母子家庭と比較すると、父子家庭への援助は少ない。これは先行研究でも述

べられていた事実であり、その根拠は先述の『事典家族』で「父系の直系家族のもとでは、親の離別に際して子どもは一般に父親のもとに留まるが、家族およびその周囲に母親に代わる親族などが存在することによって、ただちに固有の父子家族問題に直面せずにすんでいた」と述べられている。⁽⁹⁾ このように、母親という存在を失っても、その同等の役割を担っている第三者が居る、もしくはその人物を立てることを行っていた。結果、父子家庭の問題が存在していたとしても、母子家庭のように社会的に問題視されることは少なかった。

そのような背景の中で、「父子ホーム」（父子寮）は、どのような理由で始まったのか。渡辺克哉は以下のように述べる。「母子保護のみならず、父子保護にも関心が寄せられた。親子心中にしても、母子心中の記事が多かったとはいえ、父子心中の記事も決して少なくはなかった。（中略）生活困難に喘いでいたのは、父子家庭も同様であった」⁽¹⁰⁾ また、上野文枝も父子ホームについて、以下のように述べている。⁽¹¹⁾

これらの父子保護事業が実施された背景には、昭和恐慌による失業による子連れ浮浪者の増加がある。東京府として、子どもを抱えて働くことがままならない父子に対して住宅を提供し、子どもを預かり、職業紹介をして労働に従事できるようにする、父子を分離せず共に保護して子ども⁽¹²⁾の就学を奨励する事業であった。⁽¹³⁾

つまり、父子家庭の困窮が社会的に可視化されづらい背景を持つていたとしても、実際に父子家庭も生活の中で職業との両立が難しいということや、「昭和恐慌」といった社会問題が重なっているため、問題視されるべきものとして浮上してくる。女性よりも、経済的に安定していると考えられることの多い父子家庭でも、失業者が増加すれば完全に関係のないという話でもない。また、家計を管理できる者がいなければ、妻・母（家計を始めとする家庭維持を担っていた存在）が存在しないことと同義である。父子家庭も「父子ホーム」のような保護施設が求められた理由が分かるであろう。

続いて、実際に「父子ホーム」での生活環境について述べる。松本園子に拠れば、「定員五十世帯、室料は甲室（四畳半）が一ヶ月三円、乙室（三畳）が二円、特別の事由のある場合は減免していた。他に電灯料、水道料、ガス使用料、衛生費が徴収されていた。四畳半やら三畳一間に父子が生活、というのはいかにも狭いが、一大家族で二室使用する場合もあった」⁽¹⁴⁾ と言う。松本も述べているように、非常に「狭い」部屋での生活であり、快適な生活を送る環境とはみなし難いことが推測できる。

最後に、母子家庭・父子家庭にかかわらず、昭和前期の家庭環境としての特徴をまとめておきたい。昭和前期は明治・大正から変わらず、「家父長制」が広く根付いていた。橋本治に拠ると家父長制は、「父親を「一家の長」とし、その彼に家族を

扶養する義務と支配統率する権利を与えた制度で、かつての日本ではその「一家の長」を「戸主⁽¹⁵⁾」と言った⁽³⁶⁾。つまり、この制度が背後にあったこともあり、父親の権限というものが強かったのである。この制度が、どのように生活に染み込んでいたか一例を挙げると、二章の冒頭で取り上げた「結婚」は親の勧める縁談の際、ある程度進むと断ることが厳しいとされていたということが挙げられる。湯沢雅彦に拠ると、「そもそも結婚は、本人のためというよりも家族の利害に大きく影響したの⁽³⁷⁾とされている。先述の橋本は、一九四七年に父権制が廃止されたことを踏まえて、

「お父さんはえらい」という生活習慣が、それ以前から原則のように存在していたから、明治の近代になって「家長制」というものが法律に明記されたわけで、その法律の規定が消滅してしまったからといって、(中略)簡単に崩れるわけがない⁽³⁸⁾

としている。つまり、制度の崩壊後もその効力は続いている。今まで規定されていなかったが習慣になっっているものが法として定まったのだから、制定された明治時代は特に、「父親」に従う家族という構図が考えられるのではないか。

ここまでを踏まえて、作品内で「私」と「老夫人」の生活が

どのように描かれているか比較検討したい。まず、『皮膚と心』の「私」であるが、これまでと同様に発表年が作品内の時代背景と捉えて述べていく。救護法が制定された一九三二(昭和七年)は、私が二十一歳、妹が十四歳である。父はいつ頃亡くなったか明記されていないので、仮定を加えるしかないが、この時既に母子家庭になっていたとしても、適応されない。また、母子保護法の制定された一九三七(昭和十二年)の時も、「私」が二十六歳、妹が十九歳であるため、適応されることはない。どちらの法も十三歳以下の子というのが一つの指標になっており、救護法の場合は一歳未満、母子保護法は十三歳以下の子を持つ母子が対象になるからである。救護法は十三歳以下の子の場合、子のみを対象として保護を受けられるが、制定された時、妹ですら十四歳で規定を超えているため適応外である。そのため、これら母子家庭への支援がなされていたとしても、「私」の家庭には無関係に等しかった。

また、二章で「女ばかりの弱い家庭」という「私」の言葉を取り上げた。その際、家長の不在を先行研究と共に指摘した。事実、湯沢は結婚が「家族の長である親、とくに父親の判断で決められてきた」としている。さらに、「家長制」では、注36であるように父が亡くなれば、通常は長男に権利が移される。これらの状況下で、「私」(長子が女)の家族が、立場の狭い(弱い)者だったことは明らかであろう。

「私」の家庭環境において、もう一点注目すべきは母子家庭

になる以前のことだ。父が亡くなる前のことを考えると、それほど「貧しい家庭ではなかった」と考えられる。「私」は「女学校」に通っていた。松本恵里佳が女学校について触れている箇所を再度引用する。

女学校は昭和一〇年、全国に公立と私立合わせて約八〇〇校しかなく、月謝が高かった。進学率は大正四年に五・〇パーセント、大正十四年に一四・一パーセント、昭和一〇年に十六・五パーセントであった。ゆえに、女学生は経済的に恵まれた少数派であった⁽³⁹⁾

つまり、女学校に通うということ自体、通えるだけのお金があり、家庭にも余裕がある時代であった。したがって、父親が亡くなる以前は貧しい家庭ではなかったと考えられる。その後、母子家庭になったとしても、保護を必要とする家庭ほど困窮していたとは考えにくい。「私」が豊かであった時の生活を知っているからこそ、母子家庭になってからは「お金持というわけでは無し」と判断するのであり、実際は保護なしでは生活が立ち行かないとなる家庭ではなかったと考えられる。さらには、「あの人」と結婚する際に、少しではあるが持参金を用意している。何もない夫に比べると、あるだけ良い。松本恵里佳も、「財産のない夫に対し、語り手の母は少ないとはいえ、結婚に際して(ふとんや箆笥や、その他の家財家具)のお金を出している」

と指摘している⁽⁴⁰⁾。いくら持参金を持つていくことが礼儀とはいえ、生活が厳しければそれも難しいだろう。その点、そういったことができた「私」の家庭は、他の困窮した母子家庭とは異なる側面を持っていたと考える。

次に、『葉桜と魔笛』の「老夫人」について述べていく。父子ホームに関して、尾久父子ホームは一九三二年に開設されているため、「三十五年前」の一九〇五年から二十一年も経過してからのこととなる。当然、「老夫人」が父子ホームを利用できるはずはなかった。もし、その当時にその施設が存在していたとしても、父親は「中学の校長」をしており、「転任」などはあるものの、それを機に職を失ったわけではない。むしろ、続けられているという点で、いくら「一家の切りまわし」を一人で行うことが大変だとしても、入居は認められなかっただろう。

『事典家族』では、「典型的な父子家族の生活問題は、家事・育児役割の遂行の困難⁽⁴¹⁾と書かれている。これは、「老夫人」が家事などを一切引き受けたことにより、事なきを得ている。母親は「十三のとき」に亡くなっているため、育児に関しては父に負担がかかっていたと考えられるが、赤子や幼児でもないとなればそれほど育児に手間がかかるという年齢でもない。ならば、十三歳という若さで家事を全て引き受け、「母」の代わりをした「老夫人」の方が負担は大きかったのではないか。

二章で述べた「老夫人」の「自己犠牲の精神」は、そのように振る舞うことを求められたからという可能性がある。湯沢は

「従順であれと育てられた女性」という見出しをつけ、結婚について以下のように書いてある。「おとなしい性格で、従順であれと教えられた通りに結婚し、そのまま過ごした女性もいる。むしろこの方のタイプが多かったと思われるので、その一例を紹介しておきたい」⁽⁴²⁾。この従順というのは、「老夫人」にも当てはまる。誰に強制されたわけでもなく、そのような教えがあったが故に、父や妹のことを放っておくことをしなかったのである。作品本文では「お嫁に行く気が起らなかった」としているが、実際に行くなと止められたという記述もなく、自らの判断であると考えられる。しかし母を亡くしてから家事を行っていた「老夫人」にとつて、そのような選択肢があったことすら想像できないほど、それが当然という環境で生きてきたとも考えられる。よつてこの「自己犠牲の精神」は、従順さを求められた当時の女性たちの姿でもあり、家庭環境による女性に及ぼす影響の証明になるだろう。

第四章 彼女たちの役割とそれぞれの女性像

「私」と「老夫人」は各々、自分が育つた家庭環境に特徴を持っていた。その中で、彼女たちはどのような役割を求められていたのか。その役割を明確にすると共に、どのような女性として描かれているのか、注目したい。

まず「私」に関しては、第三章でも触れた通り、以前より収

入が少ないものの、「私」が家に居て一家を支えていこうと思うほどには、生活を営める母子家庭である。その当時に社会問題になった母子家庭とは異なる側面を持っていた。そのような家庭環境で、「私」はどのような役割を求められたのか。そしてどのような女性として描かれているのか。

それは女性としての性質を持ち合わせながらも、「亡父の代わりも担う」役割である。まず、女性としての性質について述べたい。「私」は二章で取り扱ったように、「おたふく」という自分の容姿を気にしている。さらに、銭湯できつく体を磨くらしいには気をつけていること、そしてこの世で一番と言っているほど「吹出物」を始めとする皮膚病が嫌いで肌を大事に思っていることが挙げられる。肌に関しては痒さについての部分もあるが、「私」は肌に誇りを持ち、そして唯一自信の持てる部分であった。その容姿を気にする部分が「私」の女性らしさであったとするならば、もう一つの役割は「亡父の代わり」も担っていたことだと考える。「私」は、自分の縁談が続けて壊れた時に、結婚を諦め「家計、交際、すべて私が引受けてこの家を守るう」とする。本来、父親が亡くなった時は、母親がその家庭の長として家を取り仕切る。しかし、ここでは「私」が全て行い、「近所の子供さんの洋服の注文」⁽⁴⁴⁾なども受けていくようになる。つまり、母を頼るのではなく、「私」が頼られ、それこそ一家の長のように家を存続させていこうとしていた。先述の注13で花元彩菜も「家父長代行の役割を果たし、家を存続さ

せることが「私」の拠り所としてあった⁽⁴⁵⁾とし、亡父の代わりを担う「私」について言及している。また、「あの人」との縁談が来た際、初めは母と顔を見合わせるほどの内容だったが、亡父の恩人だから断りづらいということもあった。その恩人や父を立てて断らなかつた部分もあるだろう。もちろん、本文に書いてある通り関係悪化を防ぐ目的、「頼のほてる浮いた気持」⁽⁴⁶⁾もあったので、この思っただけとは言えない。しかし、周囲の人間、特に今回のような恩のある人物となれば、関係を悪化させることは避けたい。女ばかりの弱い家庭が続いていくためには、味方となるような人や、人との関係というものも重要となつてくるだろう。つまり、家を守ることも考慮された結婚であつた。

そしてそれは結婚後の生活にも影響している。結婚後「私」は以下のように語っている。「結婚して、私は幸福でございました。いいえ、いや、やつぱり、幸福、と言わなければなりません。罰があたります」⁽⁴⁷⁾。この語りでは、「私」が幸せであると自分自身に言い聞かせていると考えられる。相手に求められ浮かれた気持ちがあつたとしても、家のために自分が望んだような結婚ではなかつたことは大きい。「私」にとつて不満の残る結婚であつたことが分かる。

「私」の結婚後の生活で言えば、先述の山根は「(あの人) (夫) に対して(もつと強いもの) —— 「男らしい」矜持と乱暴で攻撃的なふるまい——を求めることで、彼我の関係をあるべ

き「自然」な形に改善したいという(私)の希望⁽⁴⁸⁾が現れているとしており、「私」は、自分が担つていたはずの役割を放棄し、それを「あの人」に求めたのではないか。その後、山根は夫婦関係の理想と現実が「私」の自己卑下と連動している指摘し、以下のように述べる。「みずからを(慰め)や(いたは)りの価値もないほど極端に卑下して見せることで夫の位置を相対的に高くし、それによつて似た者同士が(いたはり)合う夫婦関係の改善を希求する」⁽⁴⁹⁾。つまり、「私」の理想的な関係を築けない「あの人」に不満を抱きながらも、「私」は自分が幸福であると思ひ込ませてきた。しかし、その理想に近づくために、自身を卑下し、自分が背負つてきたもの(亡父の役割)を任せられるような人物へ相手を変えようとしたのだ。自身がその役割から解放されるためには、「あの人」に理想的な人物となつてもらふ必要があつた。

このように見ると、「私」は「理想」に振り回された女性⁽⁵⁰⁾という女性像が見えてくるのではないか。まず、父が亡くなり女ばかりの弱い家庭になつたところから理想は崩れ始める。その後、想定外の「亡父の代わり」をせねばならなかつた。やつと来た結婚話も、一つとして、よいところのない縁談であつた。結婚生活は、頼りない夫に不満を持ち、理想の姿に持つていこうとした。皮肉なことに、「吹出物」が出現したことにより、夫との関係は改善する。改善するものの、そこに至るまで理想と異なる家庭環境に身を置いた。そしてその状況に不満を抱

いてもなお、幸せという「理想」を求め続けた。そのような彼女の姿は「理想」に振り回された女性」と言えるだろう。

以上のことから、「私」は、「亡父の代わり」を担い、「理想」に振り回された女性」という姿で描かれていると考えられる。

続いて、「老夫人」に関しては、「老夫人」の自己犠牲の精神で家が運営されているという側面を持つており、それは「従順さ」を求められたという背景も持ち合わせていることが分かった。このことを踏まえ、「老夫人」はどのような役割を担い、どのような女性として描かれているのか検討していきたい。

「老夫人」は、「模範的な女性」という役割を担っていると考えられる。その背景としては、亡き母の後「一家の切りまわし」を行っており、妹が甘えてくるような人物だったことを踏まえて、「母親の代わり」という役割をこなしていることが挙げられる。⁽⁵¹⁾この「母親の代わり」というのは先述した通り「父子家庭」で求められたものの一つであり、「老夫人」を構成する大きな要素である。家族の身の回りのことを全て行い、献身的に支える姿はまさしく「模範」とされるような存在であったと言える。⁽⁵²⁾

他にどの部分が「模範的な女性」なのかと言えば「おとなしく従順な女性」という点だ。三章で述べた通り、これは結婚する女性に求められた規範の一つである。牛島義友に拠れば、結婚観の調査において、「妻の方が出来るだけ男女不平等を忍ばねばならぬ」に対しては肯定者の方が多く、(略)従順なる日

本女性の性格、心構えが茲にも現れておる」としている。⁽⁵³⁾このような質問項目が平然と用意されていること自体、男性に従順であることを当然とされているように見受けられる。肯定的な回答者が多いという事実は、この状態に不満を持つていても受け入れなければならないという状況である可能性を持ち、おかしいとも思わないほど「普通」の光景になつていて可能性もあることが推察される結果であった。作品本文では、「老夫人」は妹の手紙を見つけた際に、差出人の名が妹の友人の名であったことに感心し、次のように述べている。

若い人たちの大胆さに、ひそかに舌を巻き、あの厳格な父に知れたら、どんなことになるだろう、と身震いするほどおそろしく、けれども、一通ずつ日付にしたがつて読んでゆくにつれて、私まで、なんだか楽しく浮き浮きして来て、ときどきはあまりの他愛なさに、ひとりできくすくす笑ってしまつて、おしまいには自分自身にさえ、広い大きな世界がひらけて来るような気がいたしました。⁽⁵⁴⁾

この文章から、自分では大胆な恋愛が到底できないと思いつている「老夫人」の様子が窺える。その理由として父のことが述べられ、父という存在を恐ろしく感じている。リスクを犯してまでそのようなことはしないという「老夫人」のおとなしい性格や従順さがよく現れている。

しかし、「老夫人」が持つのはこのような側面ばかりではなかった。「従順な女性」である反面、「若い女としての口には言へぬ苦しみ」を持つという規範から逸れたような思いを抱いている。この「口に言えぬ苦しみ」は、先行研究でも指摘されている通り「性」のことである。処女性などが求められた時代に、二十歳だった「老夫人」がそれを口にできるはずはない。しかし、この「老夫人」の姿は珍しいものではなく、むしろ実際に女性たちが抱いていた思いそのものであった。妹も「あたしは、ほんとうに男のかたと、大胆に遊べば、よかった。あたしのからだを、しっかり抱いてもらいたかった」と述べている。⁽⁵⁷⁾このような表現から推察できるように、当時の女性がそういった欲を持つていないとは言えない。ともすれば、このような思いと求められる理想像との差に苦悩していたとも考えられる。

また、先ほど妹の文通を発見した場面に再度注目したい。妹の経験を「自分自身にさえ」と自身もしているかのようになっている。⁽⁵⁸⁾妹が自由で大胆な行動をしたと思っっている。「老夫人」に取って、「厳格な父」に従順な自分にも、できるのではないかとこの思いの表れである。つまり「老夫人」も、そのように大胆に男の人と関わりを持ちたかったことを表していると考えられる。「厳格な父」が存在する抑圧的な環境の中で、「老夫人」はありのままの思いに気づき、「模範的」と「ありのまま」という双方の要素を持ち合わせていた。

以上のことから「老夫人」が「従順でおとなしい」側面を持

つ一方、「若い女としての口には言えぬ苦しみ」を持つことや、「大胆と思われる行動への憧れ」を抱くことは当時の女性たちも抱くものであったと考えられる。⁽⁵⁹⁾つまり、「老夫人」はその当時の女性たちの姿を映している存在であり、「等身大の女性」と言われるような女性像を持つていたと考える。

第五章 おわりに

最後にこれまでの分析を振り返り、女性像と家庭環境の関わりについてまとめ、太宰治作品における家庭の意義・役割について言及し本稿を閉じたい。本稿では『皮膚と心』の「私」と『葉桜と魔笛』の「老夫人」の共通点を中心に、彼女たちの家庭環境を検討してきた。「私」は「母子家庭」、「老夫人」は「父子家庭」であり、二人は同じ「ひとり親家庭」で育つものの異なった女性像を形成していた。

これらの女性像の形成に、家庭環境が影響していることは、これまで示してきた通りである。「私」が「理想」に振り回されたのは、亡き父の代わりに一家を支える必要があり、満足のいく結婚を諦めたことなどが挙げられる。そしてこの家庭環境に由る女性像の形成は、結婚後も継続され、自分が引き受けた役割を「あの人」に引き渡そうとする。男性が担うという本来あるべき姿に戻し、自分を役割から解き放つ行動であった。

「老夫人」は、当たり前のように家族に尽くしていたが、自

分の欲望に気づくとともに、その内面が変化し始めた。これは、家庭内において「父親」や「規範」という抑圧からの解放を意味するものであった。自身の「模範的」「従順」な姿から、「性」への関心というきつかけを得て飛び出したのだ。

以上の分析から、家庭環境が女性像の形成に大きく関わっているということが分かる。そして、それらの女性像には、何かから「解放される」ことを求めた彼女たちの行動が隠されていた。これを踏まえて、太宰治作品における家庭の意義・役割について述べたい。彼女たちは、「ひとり親家庭」という環境で育ち、その中で各々の女性像が形成されていった。その後「解放される」ことを求めた彼女たちの行動から、家庭が彼女たちにとって閉鎖的空間として機能していたことが指摘できる。その閉鎖的空間を作り出すのは、「父」という存在であり、「私」においては「亡父」であるが、その役割に縛り付けられていたことを踏まえると彼女自身にも当てはまるだろう。「老夫人」に関しては、「厳格な父」の存在が大きかったこともあり、より影響力が強かったと考える。つまり太宰治作品における「家庭」の意義は、父親の存在や彼女たちを縛る機能を持つ閉鎖的空間であり、その環境が女性像を生成する役割を持っている。

その背景に、作品当時の社会状況や規範が反映されていることが認められるが、「ひとり親家庭」という社会的弱者としての立場を大きく感じさせるものではない。家庭内に存在しない者の代わりを負担することはあっても、あくまで作品内の立場

という示し方であり、当時の困窮した「ひとり親家庭」の実状とは異なる表現がされている。太宰は、社会が注目したような「ひとり親家庭」の家庭環境の問題性を描くのではなく、同じ環境であってもその家庭内で起りうる問題に焦点を当てて描いている。「私」のように、結婚後まで影響を与えることもあれば、「老夫人」のように、自身の育った家庭で女性像が完成する者もありうる。それは、各々の閉鎖的空間の中で作り出された存在であり、ステレオタイプの「ひとり親家庭」を見ても生まれるものではない。一家ごとに違うものだからこそ、家庭という存在が各々の女性像の土台となっている。彼女たちは、家庭の中で起りうる問題に縛られながらも、自分たちの「解放」を指して進んでいくのだ。

注

- (1) 松本恵里佳「太宰治・女性独白体」論—弱者の語りが可能にする価値転換—『国文』一二三号、二〇一五年七月、八〇頁。
- (2) 川辺久仁「鬼になった女—太宰治『皮膚と心』論—」『阪神近代文学研究』一〇号、二〇〇九年六月、五二頁。
- (3) 久保明恵「太宰治『皮膚と心』のレトリック—方法としての〈身体〉—」『奈良教育大学国文』二九号、二〇〇六年三月、六三頁。
- (4) 吉野瑠璃子「太宰治の女性独白体研究—彼女達は何者か—」『国文』一一九号、二〇一三年七月、五二頁。
- (5) 前注4に同じ。五五頁。

として児童扶助制度に関する件を諮問、調査会は九月、児童扶
法案要綱を可決答申した。このときも政府は資料としての全国調
査を行っている」とされている。「内の引用は、同書、一六頁
に拠る。

(29) この見えてきたことは、同書の二七頁の(二)親子心中問題
と母子保護法制定促進運動にある、親子心中の多くが母子心中で
あることや母子家庭への社会的偏見、女性の生活苦に対する保護
の立場からの議論を巻き起したことを指す。

(30) 本田弘子「母子寮・婦人福祉施設について―現代のかけこみ寺
としての機能からみた―」『研究紀要』二四卷、一九八六年一二
月、三頁。

(31) 前注21と同書。七二二頁。

(32) 渡辺克哉「昭和前期における父子事保護事業―父子ホームを中
心に―」『ソシオサイエンス』一六卷、二〇一〇年三月、一六一
頁。

(33) 上野文枝「母子寮・父子寮の時代的背景と変遷―ひとり親家庭
に対する施策を比較して―」『日本ジェンダー研究』一七卷、
二〇一四年八月、六五―七七頁。

(34) 同書、七〇頁。

(35) 松本園子「父子家庭と父子ホーム」『幼児の教育』九六卷八号、
一九九七年八月、二四頁。

(36) 橋本治『父権制の崩壊あるいは指導者はどう来ない』朝日新聞
出版、二〇一九年四月、一〇―一一頁。さらに、家父長制の長で

ある父が亡くなった場合についても述べられている。「家父長で
ある父が死んでしまったら、その長男がまだ独身のままであつて
も「戸主」の地位を相続して、母親や弟、女の姉妹を支配統率す
る権利を得るので―(一一頁)。

(37) 湯沢雅彦『昭和前期の家族問題―1926〜45年 格差・病・
戦争と闘った人びと―』ミネルヴァ書房、二〇一一年六月、三二
頁。

(38) 前注36と同書。一一二頁。

(39) 前注1と同じ、七〇頁。

(40) 前注1と同じ。七三頁。

(41) 前注21と同書、七二二頁。

(42) 前注37と同書。四三頁。

(43) 前注12でも「老夫人」と妹が「厳酷な父」の支配の前に従順な
娘であったことが指摘されている。

(44) 前注14に同じ。七三頁。

(45) 前注13に同じ。一六三頁。

(46) 前注14に同じ。七四頁。

(47) 前注14に同じ。七四―七五頁。

(48) 前注11に同じ。二二六頁。

(49) 前注11に同じ。二二六頁。

(50) 前注11に同じ。二二六―二二七頁で理想な関係になるための「私」
の行動が述べられる。

(51) 前注12に同じ。七六頁では「妹の気持ちを一番よく分かって受

- け止めてくれるはずの母が、姉によって代行される」と述べる。
- (52) 「模範的」としているのは、前注9の太平に拠れば、「良妻賢母」な存在であることが挙げられている。
- (53) 牛島義友『女子の心理』日本図書センター、一九八四年一二月、三五四頁。なお、引用に当たり、旧字体は新字体に改めた。
- (54) 前注15に同じ。二二七―二二八頁。
- (55) 前注15に同じ。二二八頁。
- (56) 前注4に同じ。前注6、前注8も同様。また、川那邊依奈「太宰治『葉桜と魔笛』論―反転する美談／姉妹のエリクチュール―」『待兼山論叢』四八号、二〇一四年一二月)の二三頁で「恋愛や性的なものに対する憧れや欲求を抱えていた」と述べられている。
- (57) 前注13に同じ。二二二頁。
- (58) この箇所に限らず、妹の手紙を読んで自分自身と重ねていることについては、先行研究で既に指摘されている。木村小夜「太宰治『葉桜と魔笛』論」(『叙説』一七卷、一九九〇年一〇月)の六二頁で「明らかに姉は妹の性的な問題を自分自身のことと重ね合わせて煩悶している」と述べられている。
- (59) 前注4の吉野も「太宰は当時の社会が期待する女性の姿と、女性達自身が期待する隠蔽された欲望(憧れ)を捉え、戦略的に女性独白体を用いることで双方の期待や欲望、憧れを巧妙に描くことに成功した」と述べている。五八頁。